

# アレルギー検査(スクリーニング試験・確認試験)

## <「アレルギー物質」は、食品回収の主要原因です。>

アレルギー物質として発生数、重篤度から勘案して、食品に表示が義務付けられている「特定原材料」は、卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かにとされています。

2009年7月24日付の厚生労働省の通知(食安発第0724第1号)にて、アレルギー物質を含む食品の検査の方法の変更が通知されました。

今回の通知により採用された卵と乳タンパク質の4種類の確認検査のキットの説明書には、バリデーション(妥当性確認)に参加しました**弊社を含む8機関の団体名が記載されています(県衛生研究所4機関、社団法人1機関、民間3機関)**。また、**えび、かにの確認検査につきましては、弊社のグループ企業により、PCR法による方法が開発され、通知法として認められております。**

弊社では、**上記7種類の特定原材料に対して酵素抗体(ELISA)法でのスクリーニング検査**及び、これらに対して公定法のポリメラーゼチェーンリアクション(PCR)法、ウエスタンブロット法による**確認検査を行ないます。**

製造工程を共有している場合には、十分な製造工程の洗浄を行なっても、本来製品に使用していない特定原材料が製品に混入することもあります。製品に表示されていない特定原材料が検出されると、製品の回収につながる可能性もありますので、一度検査をお勧め致します。



株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台 1-4

TEL : 043-237-5676 FAX : 043-237-2912

## ①スクリーニング試験(ELISA 法)

### 2 キット使用(通知法)

### 1 キット使用(※)

※1 キット使用は、食品製造ラインのコンタミネーション評価などにご利用下さい。また、2種類のうちいずれかのキットをご指定下さい。

## ②確認試験

- ・PCR 法(小麦・そば・落花生・えび・かに)
- ・ウエスタンブロット法(卵・乳)

◎ELISA 法によるスクリーニング試験は、**自動分析装置を導入しており、多検体のご依頼に対しても迅速に対応可能な体制を整えております。**

◎表示推奨原材料(大豆、鯖など)に関する試験に付きましては、お問い合わせ下さい。

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい

<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 11